

# 膵臓移植希望者(レシピエント) 選択基準について

# 現行のレシピエント選択基準における優先順位

親族優先



ABO式血液型（一致を適合より優先）



HLAの適合度



膵腎同時移植 → 腎移植後膵臓移植 → 膵臓単独移植の順に優先



待機期間



搬送時間

## 各臓器における優先順位 (親族優先がなく、ドナーが小児の場合)

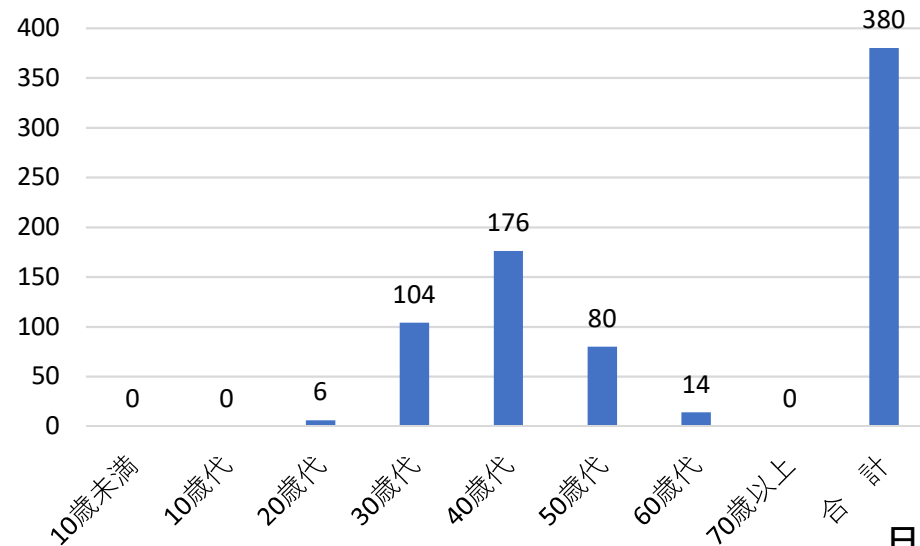
	心臓	肝臓	腎臓
小児ドナー の年齢区分	18歳未満	18歳未満	20歳未満
優先順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 18歳未満(登録時)のレシピエントを優先</li> <li>② 治療等の状況による優先度</li> <li>③ ABO式血液型(一致を適合より優先)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 18歳未満のレシピエントを優先</li> <li>② 医学的緊急性</li> <li>③ ABO式血液型(一致を適合より優先)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 20歳未満のレシピエントを優先</li> <li>② ABO式血液型(一致を適合より優先)</li> <li>③ 以下項目の合計点数が高い順 <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送時間</li> <li>・HLA適合度</li> <li>・待機日数</li> <li>・未成年者</li> </ul> </li> </ul>
運用開始日	平成27年12月15日	平成30年11月1日	平成30年10月1日

# 小児ドナーからの臓器提供時の 膵腎同時移植希望者の取扱について

第49回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会にて、膵臓移植希望者(レシピエント)選択基準における下記事項が承認された。

- 臓器提供者(ドナー)が20歳未満の場合であって、選ばれた膵腎同時移植の待機者が20歳以上であり、腎臓移植待機リストで選択された移植希望者(レシピエント)が20歳未満の場合は、当該腎臓移植希望者(レシピエント)が優先される。

# 膵臓移植症例数（年代別）（2000年～2019年4月）



日本臓器移植ネットワーク調べ

## 膵臓移植累積登録者 登録時年齢区分による転帰（2019年4月末現在）

	20歳未満	20歳以上	合計
①希望	1	208	209
②移植済 (脳死、心停止)	0	359	359
③取消	0	81	81
④死亡	0	62	62
⑤生体移植済	0	4	4
⑥海外渡航	0	0	0
⑦その他・不明	0	0	0
⑧登録者累計	1	714	715

	20歳未満	20歳以上	合計
①／⑧	100.0%	29.1%	29.2%
②／⑧	0.0%	50.3%	50.2%
③／⑧	0.0%	38.9%	38.8%
④／⑧	0.0%	29.8%	29.7%
⑤／⑧	0.0%	1.9%	1.9%
(③+④+⑤)／⑧	0.0%	20.6%	20.6%

日本臓器移植ネットワーク調べ

# 膵臓移植希望者数

<膵臓>

2019.4.30現在

移植希望者数 209 名

【血液型】

A	64
B	51
O	74
AB	20
計	209

【原疾患】

1型糖尿病	208
2型糖尿病	0
膵全摘後	1
その他	0
計	209

【性別】

男	84
女	125
計	209

【術式】

膵腎同時移植	166
腎移植後膵移植	31
膵単独移植	12
計	209

【年代】

0-9歳	0
10-19歳	0
20-29歳	2
30-39歳	27
40-49歳	97
50-59歳	73
60-69歳	10
70歳-	0
計	209

【待機期間】

1年未満	47
1年以上2年未満	40
2年以上3年未満	23
3年以上4年未満	16
4年以上5年未満	17
5年以上	66
計	209

15歳未満	0
-------	---

2019.4.30時点で、20歳未満の移植希望者は無し。

## 諸外国におけるあっせんルール

- 米国、欧州では、小児からの臓器提供の際、小児の隣臓レシピエントに優先的にあっせんするルールは無し。

# 膵臓移植希望者における待機Inactive 制度案 (日本膵・膵島移植研究会案)

## 1. 概要

移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器あっせんの対象から除外する。

## 2. 具体的な手順

(1) 移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師は登録患者を「待機Inactive制度」の対象とする。

(2) また、移植希望者（レシピエント）が医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者を「待機Inactive制度」の対象から外す。

(3) なお、「待機Inactive制度」を利用している期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象となる。

(4) 膵腎同時移植希望者（レシピエント）については、膵臓主治医が腎臓主治医に了承を得た上で「待機inactive制度」の対象となる。この場合、腎臓も「待機inactive制度」の対象となる。



# 今回の作業班にて検討する項目

- 小児からの臓器提供時に、小児のレシピエントに優先的にあっせんするかどうか。
- 膵臓移植希望者(レシピエント)選択基準において、待機Inactive制度を導入するかどうか。
- 膵臓移植希望者(レシピエント)選択基準において、待機Inactive制度を導入した場合、膵腎同時移植希望者の待機Inactive制度をどのようにするか。